令和５年度　泉佐野市資格取得支援助成事業
（バウチャー事業）業務仕様書

泉佐野市（以下、「市」という。）では、就職を希望する就職困難者等を対象に、講座受講券（バウチャー券）を交付して、就職率の高い講座の受講費用を助成し、安定した就労につながるよう支援する「泉佐野市資格取得支援助成事業」を実施します。このため、一定の要件を満たす事業者を募集します。

１、事業の目的

就職困難者等に該当し就労意欲のある方を対象に、自らが対象講座の中から最も希望する講座を選んで受講し、資格を取得することで、就職困難者等の就労意欲及び職業能力を高め、次の就労への支援をすることを目的としています。

２、事業の概要

（1）就職困難者等（※）を対象に面談を通じて審査の上、受講の必要性が認められた者に講座受講券（バウチャー券）を交付します。

※就職困難者等とは、障がい者、ひとり親家庭の親、中高年齢者（おおむね４５歳以上）、就労経験の少ない若年者などで、働く意欲がありながら、年齢、身体的機能、家族構成、出身地などさまざまな要因で雇用・就労を妨げられ、実現できていない人

（2）バウチャー券の利用者は、本募集を通じてあらかじめ指定された講座の中から自らが選んで講座を受講します。

（3）受講できるのは、1 人 1 講座 1 回限りとし、受講料のみ（上限 10 万円または 5 万円）を市が助成します。市は、受講料のみ選定事業者に支払うことになります。

（4）既定の予算に達した時点で、受講者の募集を締め切ります。

３、講座メニュー

別紙のとおり（提案例）

（1）通学のほか、通信、WEB 形式も講座の対象とします。

（2）講座メニューの提案については、就職困難者等の就職に効果が得られるものであることとします。

４、応募資格

受講機関及び講座メニューは次の条件を満たすことが必要です。

（1）大阪府内に事業所を有する法人。

（2）通学形式の場合、大阪府内に所在する施設において、通学する受講者に配慮し、講座を実施できること。

（3）各コースは、原則、令和 6 年 3 月 31 日までに受講修了できること。また、試験についても令和 6 年 3 月 31 日までに受験できること。

５、応募手続

（1）　提出書類

申請書（様式 1）に別紙１の書類を添えて泉佐野市生活産業部まちの活性課へ提出してください。

６、受講コースの指定

（1）申請のあった講座について、本市は指定の可否を通知書（様式 2 及び講座決定通知書）で通知します。

（2）「応募資格」の要件を満たす受講機関及びコースのうち、対象となる就職困難者の就職に効果が得られると判断されるものを指定します。したがって、趣味的、教養的又は初歩的な内容のみで構成されるコースは、指定対象とはなりません。

（3）指定登録期間は指定通知から令和 6 年 3 月 31 日までとします。

７、指定後の手続

（1）講座の実施

利用者から「バウチャー券」を受領し、本人確認の上で受講手続を行ってください。このとき、利用者が負担すべき費用（受講料助成額の上限を超えた分、テキスト代及び受験料等）については、受講機関が定める方法により、直接本人に請求し、受領してください。

（2）請求手続

受講修了日から起算して 30 日以内に泉佐野市生活産業部まちの活性課へ請求書を提出してください。請求に当たっては、利用者の受講修了証を添付してください。ただし、受講期間が長い講座（3 ヶ月を超える講座）については、受講当月の翌月に請求いただくことも可能とします。その場合は後日、受講修了証は必ず提出をお願いいたします。

（3）利用者募集広報

利用者募集の広報に際し、当該事業の指定講座である旨表示することは差し支えありませんが、利用者に対し誤解を与える内容とならないようご留意ください。

８、受講機関への協力依頼

就労支援事業の趣旨をご理解いただき、次のことについてご協力くださいますよう、お願いいたします。

（1）受講修了に至らない場合、本市が助成した受講費用について、利用者に返還請求をすることとなります。利用者には、継続的な就労経験が不足する方が多数含まれることから、受講の継続支援と就職への支援が特に重要となることを理解いただいた上で各講座を実施してください。

（2）「利用者の受講修了」を支援するため、まちの活性課担当職員が受講の進行状況や修了見込み等について確認させていただきます。万が一、受講が滞ったり受講者と連絡がつかなくなった場合は、すみやかにまちの活性課担当職員までご連絡ください。

（3）就労支援事業の検証のため、受講機関に対してアンケート等を依頼する場合があります。

９、注意事項

(1) この事業は、雇用保険制度の教育訓練給付を受講される場合は適用されません。
(2) 受講コースの指定を受けても、受講申し込みがない場合があります。
(3) 受講機関の情報は公開としますが、利用者の情報は非公開となります。
(4) 本事業の運営状況等を把握するため、必要書類の提出等を求める場合があります。

１０、申請様式

(1) 令和５年度　泉佐野市資格取得支援助成事業受講機関指定申請書（様式１）
(2) 事業計画書（別紙１）

１１、指定の解除

いかなる手段であるかを問わず、不正による受給を図り、又は受給したことが判明した時は、受講機関の指定を取り消します。

(1) 様式４　令和５年度　泉佐野市資格取得支援助成事業受講機関指定取消書

１２、その他

この仕様書に定めのない事項については、市長が別に定めます。

問い合わせ・提出先

泉佐野市生活産業部まちの活性課
〒598-0007
住所　泉佐野市上町３丁目 11-48
TEL　072-469-3131
FAX　072-463-1827
e-mail　kankou@city.izumisano.lg.jp